地方創生推進交付金(平成30年度)の運用について

1. 平成 29 年度からの変更点

平成30年度の地方創生推進交付金(<mark>国費:1,000億円、事業費:2,000億円</mark>)の運用について、以下のとおり取り扱うこととする。

(1) 施設整備等(ハード) 事業の運用弾力化

平成 29 年度	平成 30 年度
複数年度計画を通じた総事業費に占める	複数年度計画を通じた総事業費に占める施
施設整備等(ハード)事業の割合が原則と	設整備等(ハード) 事業の割合が原則として
して概ね1/2未満。	概ね1/2未満。
ただし、地方の平均所得の向上等の観点か	ただし、ソフト事業との連携により高い相乗
ら高い効果が見込まれる場合は、1/2以	効果が見込まれる場合は、その割合が 1/2
上も可	以上(8割未満)であっても申請可能
	・適用は30年度新規事業から
	・事業数 都道府県は年間2事業まで
	市区町村は年間1事業まで

(2) 交付上限目安の見直し

	平成 29 年度	平成 30 年度(※1)
都道府県	〔先 駆〕国費:3億円 〔横展開〕国費:0.75億円 〔隘 路〕国費:0.75億円	〔先 駆〕国費:3億円 〔横展開〕国費: <mark>1億円</mark>
市区町村	〔先 駆〕国費:2億円 〔横展開〕国費:0.5億円 〔隘 路〕国費:0.5億円	〔先 駆〕国費:2億円 〔横展開〕国費: <mark>0. 7 億円</mark>

※1 横展開タイプ、隘路打開タイプを統合し、「先駆タイプ」及び「横展開タイプ」の 2タイプとする。

(3) 交付決定時期の早期化

平成 29 年度	平成 30 年度
継続事業:4月 1日交付決定	継続事業:4月1日交付決定
新規事業:5月30日交付決定	新規事業:4月1日交付決定

2. 今後のスケジュール

- 平成30年第1回応募における新規事業・継続事業については、1月25日までに実施 計画を受け付ける。
- 実施計画を受け付けた後は、外部有識者等による審査を経て、3月下旬を目途に採択 事業の公表、地域再生計画の認定を行ったうえで、4月1日に交付決定を行う予定で ある。